

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第51回）議事概要

日時 令和2年12月25日（金）16:00～16:50

場所 web会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、森川委員、内田委員、関口委員、  
高橋委員、西村（暢）委員、西村（真）委員、山下委員  
事務局 今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、  
（総務省） 川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、  
田中料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

（1）IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方について

① 論点整理

○事務局から論点整理案について説明を行い、意見交換を行った。

【発言】

・ IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方について

① 論点整理

○高橋委員

県間接続料の問題で、NTT東西に調達コスト等をお示しいただくことについて以前も要望があったと思います。調達コストはどの程度の水準で、どういう算出根拠なのかをお示しいただいたほうが議論が先に進むと思うのですが、これはお示しいただけないものなのでしょうか。

○東日本電信電話株式会社

御要望いただいているということは認識しております。若干、事務局資料に誤解があったのですが、調達コスト等を示せないというよりも、その整理をするのに少し時間がかかるということです。どのような形かはともかくとして、データを示すことは検討したいと思えます。

○山下委員

今の高橋先生の御質問を受けて、調達コスト等について整理するのに少し時間がかかるので待つてほしいというお話でしたが、どのくらい待つてほしいのかという見通しについてはお示しいただけていません。調達コスト等は示せないことを前提に本日の資料1の18ページや19ページのような論点が出されているわけで、仮にお示しいただけるとなると、この議論の内容がまた変わってくるかもしれません。その議論の内容を検討するのにどのくらい待つてほしいのかということになると思えます。

2年、3年も待つてほしいということであれば、これは恐らく待つてないという結論にならざるを得ないだろうと思えます。

○東日本電信電話株式会社

それほど先送りにするつもりはなく、次回にはお示ししようかと思っています。今回は前回からあまり時間がなかったのでデータをお示しできなかったのですが、前回JAIPA殿から県間のネットワーク利用料が調達コストの3倍という衝撃的なものが示されたため、そ

こは違うということをもまずは申し上げたかった次第です。次回には御説明をするようにしたいと思います。

#### ○西村（暢）委員

1点目は、論点1につきまして、論点整理の内容のとおりで落ち着きそうなところですが、マイグレの対応という要請があるかと思えますし、それとともに、現実にどう法体系の中に落とし込んでいくのかを検討するに当たっては、区域と占有率を特定したり、算出したりする議論が今後必要となり、丁寧に議論を行っていく必要があると思った次第です。

2点目として、県間通信用設備の取扱いに関して、資料1の19ページにある他社設備のコストが気になってございます。競争環境が確保されていなければ、低廉化が進まずボトルネックになっていくというI P o E協議会の指摘は示唆的でございますので、早急に整理する必要があります。そこへの対応を特にN T T東西にはお願いしたいと思っています。

#### ○森川委員

今回の論点整理の考え方は感覚的にはバランスが取れていると思っております。理想的なネットワークの構築に向けて一気に進めていくのが望ましいのかもしれませんが、それは難しいので、少しずつパッチを当てていくという意味では、今回の考え方がよいと思っています。これを繰り返しながら、いろいろなステークホルダーの方々の意見を踏まえて望ましい在り方について考えていく、その1つのステップなのだろうと思っています。

このような考え方で進めるとしたときに、資料1の33ページに事業法や施行規則の条文が参考として載っていましたが、単位指定区域を現行の都道府県単位から変えていくとしたら、電気通信事業法は改正せず、電気通信事業法施行規則だけ改正すればよいということでしょうか。

#### ○事務局

法律改正が必要かというのは、内閣法制局等とも議論をした上で考えていくところもありますので、現時点で確実なことは申し上げられない状況でございます。

ただ、法律上では現在、都道府県の区域を勘案してという記載がありますので、それをどう考えるかという点は今後調整が必要な事項になると思っております。

#### ○西村（真）委員

資料1の11ページで紹介しているJ A I P Aのお話で、現状I P o E接続が抱き合わせ販売の状況であるというのはショックな文言だなと思っています。資料1の29ページにも説明はありますが、現状では高額な網改造料が必要ということで、とても現実的ではないというようなお話がありますが、設備ではなく機能で考えるなどの工夫をすることで解決することはできないか、教えていただきたいです。

#### ○事務局

現時点でN T T東西から御説明いただいている範囲ではこのような状況でございます。現在のネットワークに手を入れる、あるいはN T Tが網改造料を負担すればという話はあるのかもしれませんが、現時点では有効な策は御説明いただいていない状況でございます。

#### ○東日本電信電話株式会社

抱き合わせ販売の話については、時系列がございまして、もともとI P o E接続はトラフィック量が少なかったこともあり、全国に集約したほうが安くなる状況でした。ただ、トラフィックは徐々に増えてきており、それに伴いそれぞれの県で設備を打っても割り勘が聞いて安くなるということが時系列的に増えてきたということでございます。

事業者の御要望にもお応えしていきたいですし、それに対して時間がかかる点に関しては、

できる限り短くしたいと思います。金額の話もどうにかならないか検討してまいりたいと思いますが、そういったトラフィック量の増加から来る経緯があるということは御承知おきいただければと思っております。

○相田主査

特定の県のみ接続を限定することについては、いかがでしょうか。

○東日本電信電話株式会社

事務局資料で、ご要望の実現がなかなか難しいとされていますが、詳細について具体的な検討がない中で、どのぐらいになるかを試算して一旦お答えしたもので、その精査もしていくということでございます。

○相田主査

I P o E 接続を行う事業者の上限は現在 16 事業者であり、接続先が限定されているということでもありますので、本格的に特定の県のみ接続を限定するような対応をするくらいなら、そもそも NGN を作り直したほうがよいのではないかと思います。

○佐藤委員

本日の議論ですが、論点 1 はほぼこの形で落ち着いたと思います。

論点 2 の県間通信に関しては、今回の議論でもう一度、色々な方の意見を聞いて、また接続料研究会で既に相当時間をかけて議論してきた結果も踏まえて整理していただいたと思いますので、基本的にはこの整理で適当であると思っております。

ただ、この整理の後、制度的に具体的にどういうものを作っていくかというルール化の議論になるので、その段階で改めて、ボトルネック性も含め、県間通信について不可避性を含めて議論しながら、ルールをきちんと作っていくことが必要になると思っております。

また、モバイルにおいても新しいネットワークを前提にした競争ルールの議論を始めているところ、NGN、固定網においても、時代とともに技術が変わり、より合理的、理想的なネットワークを作っていくことになると思うので、そのときに競争が機能するような形で合理的・効率的なネットワークが構築されるよう、多くの人の意見、知恵を集めて、議論の場をきちんと設けていただきたいと思います。

○相田主査

今の件について何か事務局のほうからコメントいただけることありますか。

○事務局

今まで接続料研究会では長く御議論いただいてきたということで、まさにそれを踏まえ、1年や2年といった短期間の議論ではないと思っておりますので、しっかりと整理をさせていただいているというのが事務局の認識でございます。

また、現在のネットワークもそうですが、今後ネットワークについて、多くの接続事業者が参加できるような、包容力のあるネットワークを効率的に作っていくというお話だと思いますので、NTT東西も含めて、どういったものが実現できるのか、総務省としてもしっかりと検討していきたいと考えています。

○一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

1点目のコメントは、先ほど西村真由美委員がおっしゃった抱き合わせ販売の件で、私は直接関わっていませんが、県単位でのPOIの増設という話を持っていった事業者がおりまして、その回答に関しては、先ほど相田主査がおっしゃっていたように、もう1面、NGNを作るぐらいの費用がかかるということで、現実的ではなかったということをお聞きしております。

す。

また、今回の資料では使われなかったのですが、参考資料の各委員からの質問への回答の中で、10ページ目でNTT東西のほうから、県間設備の金額について書かれていまして、第2パラグラフのところに「JAIPA殿が根拠とする数値は2022年度の予測値」と書いてあるのですが、これは接続料研究会において、2020年9月の資料に出てきている数値から取っているものなのに、なぜ2022年の予測値であると御回答されているのかが分からなかったもので、教えていただければと思います。

#### ○東日本電信電話株式会社

1つ目の、POI増設の協議内容は事実確認が必要ですが、立石様がおっしゃっているのは別の件だと思うので、もしよろしければ、後で関係者の方を教えてくださいたいと思います。この件ではそういう御要望はいただいていないという認識でございます。

もう一つのデータのほうは、接続料研究会で当社が提出した資料における、当時の実績から予測した2022年の予測値を使っているということです。本日は資料がありませんので、もし必要であれば次回に御説明するというご用意をお願いします。

具体的なデータや、もう少し実情のところを説明したいのですが、我々と少し認識が違うなど感じております。

#### ○一般社団法人IPoE協議会

先ほどの西村委員の質問に対して、改めてリマインドさせていただきたいのですが、IPoE方式が始まりましたのは2011年となります。IPoE方式はそれまで存在していなかったIPv6のインターネットを拡大するために始めたもので、そのための方法として、PPPoE方式によるIPv6とIPoE方式によるIPv6というのがございました。PPPoE方式によるIPv6に関しては従前と同じような方式だったのですが、IPoE方式によるやり方は、複数の事業者が自らのリスクを負って展開していったものであり、IPv6を広げるために展開していったものとなります。

それが10年経ち、利用率として75%を超えるようなユーザが接続可能な状況になりました。その10年間、何もしなかったことが問題であるという御指摘もあろうかと思いますが、そういう状況であったのでこの現状になっています。それを受け、網の改造をするべきなのか、あるいは相田主査のおっしゃったように、そもそもの網の在り方を改めて見直すべきかということも、立ち返って議論する必要があるのではないかと考えております。

#### ○関口委員

資料1の19ページの論点整理⑥の最後にある今後に向けた検討について、設備の指定ではなく機能に着目したコスト算定の制度の検討が重要ではないかということの指摘について、中長期的にと書いてあるのですが、モバイルにおいて5GのSA方式が始まる頃には、固定と携帯一緒のサービスということも想定しなければいけないと考え、中長期的では遅過ぎるかもしれないなと思っておりますので、もう少し時間的には近接した書きぶりでもよろしいかと思いますし、この点は今後、次第に重きを置かれるようになると思いますので、もう一、二行付け加えていただく形で厚みを持たせていただけたらという印象を持ちました。

#### ○事務局

御指摘のとおりでございます。接続料研究会にも、関口先生に御参加いただいておりますところ、5GSA時代にこういった規律が必要かという話も始まってきているところがございますので、御指摘のとおり、「中長期的には」という記載は削除した形で、今後議論を進めていただきたいと思います。

以上